薬生食輸発1216第1号 令和4年12月16日

各検疫所長 殿

医薬・生活衛生局食品監視安全課 輸入食品安全対策室長 (公印省略)

「令和4年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について (タイ産コブミカンの葉のピリミホスメチル及びベトナム産バナナのシペルメトリン)

標記については、令和4年3月30日付け薬生食輸発0330第2号(最終改正:令和4年12月12日付け薬生食輸発1212第2号)(以下「モニタリング通知」という。)に基づき 実施しているところである。

今般、タイ産コブミカンの葉のモニタリング検査において、食品衛生法第13条に基づき定められた残留農薬等の基準に違反した事例があったことから、タイ産コブミカンの葉のピリミホスメチルに係るモニタリング検査の頻度を30%に引き上げるとともに、当該違反を生じた製造者、製造所、輸出者又は包装者の当該食品に対する輸入の都度の自主検査を実施することとし、モニタリング通知の別表第2(製造者、製造所、輸出者及び包装者の欄を除く。)及び別表第3に下記を追加する。

また、過去一年間の検査実績を踏まえ、ベトナム産バナナのシペルメトリンについて モニタリング通知の別表第3から削除することとしたので、御了知の上、関係業者等へ の周知方よろしくお願いする。

記

検査強化	対象国	対象品目	検査項目	製造者、製造所、
日	・地域			輸出者及び包装者
令和4年	タイ	コブミカンの葉及びその	残留農薬(ピリミ	KT WINNER CO.,LTD.
12月16日		加工品(簡易な加工に限	ホスメチル)	
		る。)		